

山形市障害支援区分判定審査会
委嘱状交付式及び全体会

次 第

日時 令和7年3月18日（火）
午後6時30分から
場所 山形市役所大会議室

1 開 会

2 委嘱状交付式

（1）委嘱状交付

（2）市長あいさつ

3 全体会

（1）会長及び会長職務代理者の選出

（2）合議体の編成

4 その他

5 閉 会

山形市障害支援区分判定審査会委嘱状交付式及び全体会 委員名簿

(五十音順 敬称略)

番号	氏名	所属	
1	赤塚 清矢	山形県立保健医療大学	
2	朝田 徹	篠田総合病院	
3	荒井 さつき	山形大学医学部附属病院	
4	五十嵐 元徳	グランドホーム樫の木	
5	榎本 敏明	訪問診療クリニックやまがた	
6	大畠 信	大畠整形外科医院	
7	岸本 景子	山形市社会福祉協議会障がい者相談支援センター	
8	笹原 寛	山形県作業療法士会	
9	佐藤 貴司	山形市社会福祉協議会	
10	佐藤 祐子	千歳篠田病院	
11	庄司 泰夫	社会福祉法人愛泉会	
12	高橋 邦之	高橋胃腸科内科医院	欠席
13	高橋 真子	山辺町社会福祉協議会	
14	田中 忍	若宮病院	
15	田中 武	若宮病院	欠席
16	田村 英明	地域活動支援センターおーる	欠席
17	宮部 朋子	山辺町社会福祉協議会	
18	村岡 里紗	若宮病院	
19	山岸 真人	(株) ameharu	
20	渡邊 陽	山形県社会福祉協議会	

【事務局】

番号	氏名	所属等
1	松浦 雄大	福祉推進部長
2	清野 開	障がい福祉課 課長
3	齋藤 俊邦	障がい福祉課 課長補佐
4	清野 信哉	障がい福祉課 課長補佐(兼) 障がい福祉第一係長
5	太田 茜	障がい福祉課 障がい福祉第一係 社会福祉士
6	奥山 紗央里	障がい福祉課 障がい福祉第二係 主任精神保健福祉士
7	武田 美空	障がい福祉課 障がい福祉第二係 社会福祉士

山形市障害支援区分判定審査会運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 15 条の規定に基づき設置するこの市の障害支援区分判定審査会（以下「審査会」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第 2 条 審査会の委員は、法第 16 条第 2 項の規定に基づき、障がい者等（法第 4 条第 1 項に規定する障害者及び同条第 2 項に規定する障害児をいう。以下同じ。）の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 審査会の委員の定数は、山形市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例（平成 18 年市条例第 28 号）の定めるところによる。

3 審査会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査会に会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

6 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第 3 条 審査会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審査会は、審査会の運営並びに次条に規定する合議体が行う審査及び判定の基準等、合議体の会議において議決することができない事項について審議するものとする。

3 審査会の会議は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

4 審査会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(合議体の設置)

第 4 条 審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体（以下「合議体」という。）により障害支援区分に関する審査及び判定を行うとともに、支給要否決定にあたり意見を述べるものとする。

- 2 合議体を構成する委員の定数は、5人とする。
- 3 合議体の数は、6合議体以内とする。
- 4 合議体に長（以下「委員長」という。）1人を置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。
- 5 委員長は、合議体の会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるときは、当該合議体に所属する委員であつて、あらかじめ委員長の指名する者が、その職務を代理する。

（合議体の会議）

第5条 合議体の会議は、会長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 合議体の会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。
- 3 合議体の会議は、審査及び判定にあたり、できるだけ委員間の意見の調整を行い、合意を得るよう努めるものとする。
- 4 合議体の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 審査会において特別の定めをした場合のほかは、合議体の会議の議決をもって審査会の会議の議決とする。

（審査及び判定）

第6条 審査会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第10条第2項（同令第13条において準用する場合を含む。）の規定により、法第20条第2項の規定による認定調査（以下「認定調査」という。）及び当該調査に伴う特記事項並びに医師意見書に記載された内容に基づき、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「省令」という。）に定める障害支援区分に該当するかどうかについて、審査及び判定を行う。

（適正かつ公正な審査及び判定のための方策）

第7条 適正かつ公正な審査及び判定を行うため、審査資料中の氏名、住所等の個人を特定する情報は、あらかじめ削除するものとする。

（審査及び判定の手順）

第8条 審査及び判定は、次の手順により行う。

- (1) 認定調査の結果等を用いて行う国が配布する一次判定用ソフトによる判定（以下「一次判定」という。）で活用した項目について、特記事項及び医師意見書の内容と比較検討し、不整合の有無について確認する。
 - (2) 前号において、それぞれの内容間に不整合があったときは、再調査の実施又は医師若しくは認定調査員に対する照会を行い、認定調査の結果について一部修正が必要と認める場合には、一次判定で活用した項目の一部修正を行う。
 - (3) 前号の規定による再調査後における審査及び判定は、原則として前回と同一の合議体において行うこととする。
 - (4) 一次判定の結果（第2号の規定により一次判定で活用した項目の一部を修正した場合にあっては、当該修正後のものについて一次判定用ソフトを用いて再度一次判定を行って得られた結果。以下同じ。）を原案として、特記事項及び医師意見書の内容から、審査対象者に必要とされる支援の度合いが、一次判定の結果が示す区分等において必要とされる支援の度合いと比較し、より多い又は少ない支援を必要とするかどうかを判断し、必要に応じ一次判定の結果を変更して二次判定の結果とする。
- 2 前項第4号の規定による二次判定において一次判定の結果を変更する場合には、省令に定める区分毎の条件及び障害支援区分に係る市町村審査会の運営について（平成26年3月3日付け障発0303第2号通知）別紙2に定める二次判定で変更できないケースを参考に一次判定の変更の妥当性を検証する。

（一次判定で活用した項目の修正ができない場合）

第9条 審査会は、次に掲げる場合には、前条第1項第2号の規定による一次判定で活用した項目の一部修正を行ってはならない。ただし、認定調査では得られなかった状況が、特記事項又は医師意見書の内容（審査会における認定調査員及び医師の発言を含む。以下同じ。）等によって新たに明らかになった場合は、この限りでない。

- (1) 特記事項の内容が一次判定で活用した項目の結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合
- (2) 医師意見書の内容が一次判定で活用した項目の結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合
- (3) 特記事項又は医師意見書の内容に特に記載がない場合

（一次判定の結果の変更ができない場合）

第10条 審査会は、次に掲げる場合には、第8条第1項第4号の規定による一次判定の結果

の変更を行ってはならない。ただし、特記事項又は医師意見書の内容から、必要とされる支援の度合いが、一次判定の結果が示す区分等において必要とされる支援の度合いと比較し、より多い又は少ない支援を必要とすると判断される場合は、この限りでない。

- (1) 特記事項の内容が一次判定で活用した項目の結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合
- (2) 医師意見書の内容が一次判定で活用した項目の結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合

2 審査会は、次に掲げる事項を理由として、第8条第1項第4号の規定による一次判定の結果の変更を行ってはならない。

- (1) 特記事項又は医師意見書に特に記載されていない状況
- (2) 審査対象者の年齢
- (3) 審査対象者が施設入所者であるか在宅生活者であるか又は審査対象者の住宅環境若しくは家族介護者の有無
- (4) 特記事項又は医師意見書に支援の必要性が高い等の抽象的な支援の必要性に関する記載のみがあり、具体的な状況に関する記載がない場合におけるその記載内容
- (5) 特記事項又は医師意見書に本人の希望等の記載がある場合におけるその記載内容
- (6) 特記事項又は医師意見書に現に受けているサービスに関する記載がある場合におけるその記載内容

(審査会の意見)

第11条 審査会は、審査及び判定を行うにあたって必要があると認めるときは、訓練等給付等の有効な利用等に関し留意すべき事項について、意見を付することができる。

2 審査会は、前項の意見を付するに際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 認定の有効期間について意見を付する場合は、現在の状況がどの程度継続するかという観点から、次の場合において認定の有効期間を3か月以上の範囲内においてより短く設定するかどうかについての検討を行うこと。

ア 審査対象者の身体上又は精神上の障がいの程度が6か月から1年程度の間において変動しやすい状態にあると考えられる場合

イ その他審査会が特に必要と認める場合

- (2) サービスに関して意見を付す場合は、審査対象者の状況について具体的に検討すること。

(審査及び判定の際の留意事項等)

第12条 審査会の会議においては、概況調査票（サービス利用状況票を含む。）及び過去に用いた審査判定資料は、審査及び判定の際の直接的な資料としては用いないこととする。ただし、審査会が当該審査対象者の一般的な状態を把握するために参照する場合は、この限りでない。

2 審査及び判定にあたっては、審査対象者が入院若しくは入所し、又は障害福祉サービスを利用している施設等（以下「審査対象者入所等施設等」という。）に所属する委員が当該審査対象者に係る審査及び判定を行う合議体に含まれないよう合議体の調整に努めるものとし、審査対象者入所等施設等に所属する委員が当該審査対象者を審査する合議体の会議に出席している場合には、当該審査対象者の審査及び判定に限り、当該委員は審査及び判定に加わるできない。

3 審査会は、審査及び判定にあたって必要があると認めるときは、当該審査対象者及びその家族並びに医師、認定調査員その他の専門家の意見を聴くことができる。

4 審査会の会議は、原則非公開とする。

（支給決定案に対する意見）

第13条 審査会は、法第22条第2項の規定により支給決定案に対する意見を求められた場合は、当該意見を述べることとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

令和7年度～8年度 山形市障害支援区分判定審査会合議体編成(案)・令和7年度年間予定

資料2

合議体	開催曜日	委員氏名	職種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A合議体	火曜日	高橋 邦之	医師	4月8日		6月24日		8月26日		10月7日		12月23日		2月24日	
		宮部 朋子	社会福祉士												
		岸本 景子	社会福祉士												
		田村 英明	精神保健福祉士												
		赤塚 清矢	理学療法士												
B合議体	金曜日	田中 武	医師	4月25日		6月13日		8月8日		10月24日		12月12日		2月6日	
		庄司 泰夫	社会福祉士												
		高橋 真子	社会福祉士												
		山岸 真人	精神保健福祉士												
		榎本 敏明	理学療法士												
C合議体	木曜日	大畠 信	医師		5月15日		7月10日		9月25日		11月6日		1月15日		3月26日
		佐藤 貴司	社会福祉士												
		佐藤 祐子	精神保健福祉士												
		村岡 里紗	精神保健福祉士												
		田中 忍	作業療法士												
D合議体	火曜日	朝田 徹	医師		5月27日		7月22日		9月9日		11月25日		1月27日		3月10日
		渡邊 陽	社会福祉士												
		荒井 さつき	精神保健福祉士												
		五十嵐 元徳	精神保健福祉士												
		笹原 寛	作業療法士												

時間：18時30分～
 場所：市役所内会議室
 ※開催案内は1ヶ月前にメールで送付
 ※事前送付分資料は1週間前に郵送